

由利本荘市農地・農業用施設単独災害復旧 事業費補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 22 日

改正 平成 21 年 11 月 10 日

改正 平成 24 年 6 月 15 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 3 月 31 日

改正 平成 29 年 10 月 1 日

改正 令和 4 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業の維持を図り、その経営の安定に資するため、農地・農業用施設災害復旧事業に対し補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、由利本荘市管内の農家及び土地改良区等の農家が組織する団体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、将来とも利用する農地及び農業用施設に係る災害復旧事業とする。

- 2 災害とは、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。
- 3 災害復旧事業とは、災害により生じた被害を原形に復旧することをいう。ただし、原型に復旧することが著しく困難又は不適當な場合は、これに変わるべき必要な措置を講ずるものとする。
- 4 農地とは、耕作の目的に供される土地をいい、農業用施設とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路等をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に必要な経費とし、1箇所当たりの補助対象経費の額は、10万円以上40万円未満とする。ただし、公共性の高い農道橋で、市長が認めるときは、この限りでない。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 維持工事とみなされる費用

(2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(3) 補助対象事業者の人夫賃金

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、農地にあつては補助対象経費の額の1/3以内、農業用施設にあつては補助対象経費の額の1/2以内とし、予算の範囲内で定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の各市町災害復旧事業実施要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。